

## 令和4年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

**○議事日程〔第4号〕**

令和4年12月20日（火曜日）午前10時0分 開議

※開議宣言

**日程第1** 第45号議案から第62号議案まで及び第6号報告について委員長報告  
(質疑・討論・表決)

**○本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**○出席議員（16名）**

1番	於久弘治
2番	毛利洋子
3番	中尾勉
4番	黒田健一
5番	井ノ口憲治
6番	阿部輝之
7番	土谷信也
8番	成重博文
9番	中山田健晴
10番	松本博彰
11番	河野徳久
12番	安東正洋
13番	北崎安行
14番	河野正春
15番	菅健雄
16番	大石忠昭

**○欠席議員（0名）****○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名**

事務局長	田中良久
次長兼議事係長	大塚栄彦
総括主幹兼庶務係長	黒田祐子
専門員	小門敏宏

**○説明のため議場に出席した者の職氏名**

市長	佐々木敏夫
副市長	堤隆
市参事兼総務課長	安田祐一
市参事兼財政課長	飯沼憲一
市参事兼建設課長	永松史年
企画情報課長	丸山野幸政

地域活力創造課長	小野政文
税務課長	近藤直樹
市民課長	黒田敏信
保険年金課長	大久保正人
社会福祉課長	田染定利
子育て支援課長	水江和徳
健康推進課長	清水栄二
人権啓発・部落差別解消推進課長	
	後藤史明
環境課長	尾形稔
商工観光課長	河野真一
農業振興課長	川口達也
耕地林業課長	阿部博幸
農業地域支援室長	首藤賢司
都市建築課長	清水英文
上下水道課長	本田督二
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	船木靖幸
会計管理者兼会計課長	佐々木真治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤重深雪
農業委員会事務局長	塩崎康弘
消防本部消防長	榎本賢二
教育委員会	
教育長	河野潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植田克己
学校教育課長	衛藤恭子
文化財室長	板井浩
総務課 総括主幹兼総務法規係長	
	矢野裕治
主幹兼秘書係長	江畠信之

**○議長（土谷信也君）** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

**○議長（土谷信也君）** 日程第1、第45号議案から第62号議案まで及び第6号報告を一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅健雄君。

**○総務委員長（菅健雄君）** おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る12月14日、総務委員会を開会し、本会議から

付託されました議案5件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、国庫支出金、繰入金などで財源措置されており、補正額は、4億5,325万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、190億2,932万5,000円となっています。

歳出予算の内容としては、総務費では、燃料価格高騰に伴い経営が圧迫される路線バス及び市民乗合タクシーの運行事業者を支援する経費などが計上されています。

一般会計全体では、職員の人事異動及び給与改定に伴う調整として、人件費に要する経費が増額されています。

次に、地方債補正については、小学校施設整備事業が追加され、農業農村整備事業他3件の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「歳入の財政調整基金繰入金については、今までの分と合わせた合計はいくらになるのか」との質疑があり、執行部からは、「繰入金の予算計上額は、合計で4億8,936万2,000円である」との答弁がありました。

また、「前年度繰越金は、今回の計上分で終わりなのか」との質疑があり、執行部からは、「今回で全て計上している」との答弁がありました。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、豊後高田市個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「これまでの個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するものだが、市民から見て、個人情報の保護については、影響はないとみているか」との質疑があり、執行部からは、「市民への影響は、ほとんどないと考える」との答弁がありました。

審査の結果、第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第58号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職及び市議会議員

の期末手当を改定するものです。

審査の中で委員より、「一般職職員並びに市三役の給与改定等に係る増額する金額について」の質疑があり、執行部からは、「一般職職員の給与改定については、大分県の人事委員会勧告に準じ、給与表の改定を0.39%行っている。対象は319人、金額は676万99円。勤勉手当の引上げについては、0.1月、対象が318人、金額は1,149万7,546円、合計で1,825万7,645円となる。特別職の期末手当の引上げについては、0.05月であり、市長は年間で4万6,575円の増、副市長は年間3万7,375円の増、教育長は年間3万2,775円の増であり、常勤特別職の合計では、11万6,725円の増となる」との答弁がありました。

審査の結果、第58号議案については、提案の趣旨を認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、豊後高田市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備については、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年引上げに關係する条例の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「定年引上げについて、職員労働組合との協議があったのか。あったのなら、どのような意見が出て、同意に至ったのか」との質疑があり、執行部からは、「市職員労働組合との交渉は、10月12日に行った。その交渉の中で、定年引上げ制度の概要について詳しく説明を行い、管理監督職の上限年齢による降任や60歳以降の給与水準などの協議を行い、妥結に至った」との答弁がありました。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案、豊後高田市土地開発基金条例の一部改正については、豊後高田市土地開発公社への貸付制度を廃止するため、所用の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第60号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号報告、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、台風14号による農地・農業用施設等の災害復旧を速やかに実施するために、令和4年11月11日付けで専決処分した補正予算の歳入であります。

財源については、県支出金等で措置されており、補正額は2億4,658万5,000円の増額であります。

審査の中で委員より、「災害復旧の事業費に対し、市は実際どの程度負担することになるのか。また、激甚災害の指定を受けた場合、国の負担が増えると思うが、この予算の負担割合はどうなるのか」との質疑があり、執行部からは、「まず、農林施設分では、単独災害分と補助災害分とに分かれる。単独災害分は、補助がなく市の実質負担は事業費の6割近くとなる。補助災害分では、激甚災害指定の予定として補助率を96%として算定しているので、市の実質負担は事業費の0.6%ぐらいとなる。次に、公共土木施設分では、事業費の3分の2については国の補助があるため、市の実質負担は1.7%になっている」との答弁がありました。

審査の結果、第6号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。  
**○議長（土谷信也君）** 社会文教委員長、毛利洋子君。

**○社会文教委員長（毛利洋子君）** 皆さん、おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る12月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、総務費では、令和3年度事業における、国県支出金の精算償還金が計上されています。

民生費では、国の住民税非課税世帯に対する5万円の緊急支援給付金の対象とならなかった世帯のうち、市民税所得割非課税世帯に対し、本市の独自支援策として1世帯当たり5万円を給付する経費などが計上されています。

衛生費では、燃料費高騰による、ごみ清掃工場の電気料金相当を増額する経費が計上されています。

教育費では、高田小学校施設整備に必要な測量設計費及びキラリいろ幼稚園の保育室を増築する経費などが計上されています。

次に、債務負担行為補正として、市立図書館及び真玉B&G海洋センターの指定管理料の追加が行われています。

審査の中で委員より、「ごみ清掃工場の電気料金

の増額400万円の算定根拠について」の質疑があり、執行部からは、「電力会社から燃料費の調整額として値上げされた分を、例年の電力消費量と比較し、計上した」との答弁がありました。

また、キラリいろ幼稚園の保育室増築について、「保育園や幼稚園に入りたいのに入れないという状況は、行政として極力解消してもらいたいが、将来の人口動態調査をして、増築を計画したのか」との質疑があり、執行部からは、「人口動態の詳しい分析は行ってはいないが、現在、キラリいろ幼稚園では、3歳児と満3歳児を同じ部屋で受け入れており、安全面から7名までとしている。これまで、入園希望があった3名にはお断りさせていただいている状況であり、今後、希望する皆さんを受け入れられるよう、保育室の拡充が必要であると判断した」との答弁がありました。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、令和4年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度決算剰余金の法定積立に要する経費などが計上されています。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、令和4年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度決算剰余金の法定積立に要する経費などが計上されています。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市立図書館の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、議決を求めるものです。

審査の中で委員より、「指定管理者の選定について」の質疑があり、執行部からは、「公募による応募は、豊後高田市TRC・日本管財グループ1社のみであった。選定委員会の審査の結果、引き続き契約を行うものである」との答弁がありました。また、蔵書の充実についての意見も出されました。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市真玉B&G海洋センターの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第50号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第55号議案、財産の取得については、高田小学校施設整備事業用地の取得について、議決を求めるものです。

審査の中で委員より、「取得予定の土地は約2万5,000平方メートルとあるが、現在の高田小学校の面積はどのくらいか」との質疑が出され、執行部からは「約1万7,000平方メートルである」との答弁がありました。

なお、「将来的な活用のため、道路に面した部分を多く確保した方が良いのでは」などの意見が出されました。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（土谷信也君）** 産業建設委員長、阿部輝之君。

**○産業建設委員長（阿部輝之君）** 皆さん、おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

去る12月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、農林水産業費では、台風14号で被災した農業用施設の復旧補助に要する経費などが計上されています。

商工費では、地域消費を喚起するためにプレミアム商品券の発行や、コロナ禍及び物価高騰の影響を受ける中小事業者の事業継続の支援に要する経費などが計上されています。

また、繰越明許費の設定については、地域消費喚起プレミアム商品券事業の繰越措置を行っています。

次に、債務負担行為補正として、スパランド真玉の指定管理料の追加が行われています。

審査の中で委員より、「中小事業者事業継続支援事業の前回との違いについて」の質疑があり、執行

部からは、「前回対象外となっていた飲食店が今回対象となり、予算は、約4,000万円から今回5,000万円に増額している。なお、前回実績は、法人112件、個人183件、金額では4,015万6,000円であったが、特に混乱もなく処理できたことから、今回も混乱がないように周知の徹底を図りたい」との答弁がありました。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、職員の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものです。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市スパランド真玉の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市ヴィラ・フロレスタの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、「施設利用などについて」の質疑があり、執行部からは、「宿泊では、2泊3日や1週間などの利用が多く、別棟7棟のうち、半分ほどがペットの同伴が可能であり、ペットと一緒に泊まる方も多い。また、利用者数は、コロナの影響で落ち込んではいるが、指定管理者である株式会社プランニングサポートからは、景観を生かし、宿泊者の増加を目指す様々な取組の準備を進めていると聞いている」との答弁がありました。

審査の結果、第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市夷谷温泉の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

第54号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市長崎鼻デジタルアートギャラリーの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、豊後高田市土地開発公社の解散については、大分県知事に豊後高田市土地開発公社の解散の認可申請を行うため、議決を求めるものです。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、豊後高田市真玉海岸観光交流拠点施設条例の制定については、施設を新設するため、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「1階と2階部分の管理者が違うことで、問題は起きないか」との質疑が出され、執行部からは、「施設は、特定の方が営業する1階の飲食店舗部分と、それ以外を不特定多数の一般の方が利用する指定管理施設として区分している。飲食店の運営者は、飲食店部分を管理し、指定管理者は、それ以外の施設を管理する。ただし、指定管理者が実際の業務を、他の団体や飲食店の経営者に一部委託することは考えられるが、現時点では決まっていない。指定管理者については、3月定例会に提案したい」との答弁がありました。

審査の結果、第61号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第62号議案、豊後高田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、田染平野の一部を給水区域に編入するため、所用の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「給水区域の編入の範囲について」の質疑が出され、執行部からは、「現在、田染地区では真木大堂付近まで市の上水道が布設されている。今回の編入範囲は、これより県道を通じ、田染平野の旧平野分校付近までの約483メートルの間である」との答弁がありました。これに対し委員より、「その先の人家があるところまで延ばす計画はあるのか」との質疑があり、執行部からは、「今回、旧平野分校付近まで新たに接続するが、田之口奥の人家までは、過去、市の事業により水道管を布設し

ているので、これに接続する。これにより田之口の一番奥の人家まで市の上水道がいくようになる」との答弁がありました。

審査の結果、第62号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号報告、令和4年度 豊後高田市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、台風14号で被災した農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧に係る予算を、令和4年11月11日付で専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の中で委員より、「工事は、年度内に完了するのか」との質疑が出され、執行部からは、「耕地林業課所管分の農地4件については、年度内に完成できると考えているが、ため池と施設については、今の状況では厳しい。3月に繰越しの手続きを提案したい」との答弁がありました。

また、「建設課所管分については、小規模な災害は年度内に完成ができると考えているが、規模の大きい栗島線の災害1件については、繰越しをしなければならないと思っている」との答弁がありました。

審査の結果、第6号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（土谷信也君） 以上で、委員長の報告を終わりります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。皆さん、おはようございます。

社会文教委員長に第49号議案、図書館の指定管理の審議の内容について質疑をいたします。

私も本会議の議案質疑で質疑しましたけれども、議案質疑については、時間制限や回数制限がありまして、突っ込むことができませんでした。図書館の蔵書の購入問題であります。

指定管理料1億9,700万円とは別に、毎年図書館が納入する蔵書については、指定管理者に市が委託料を払って図書館が購入する仕組みになっており、これまでの実績では、なかなか地元業者優先と言いな

がら、実際には新聞・雑誌などが主で僅か100万円足らず全体の十数%にもしました。

今度の議会でも私は、やはり地元優先で大幅に蔵書については、市内の業者から購入することを主張しましたけれども、詰めた議論ができず残念でしたけれども、社会文教委員会では、時間制限も回数制限もなく十分な議論が交わされることが保障されております。その点について、これだけコロナ禍の影響を受けてですね、中小事業者については、経営が大変なんですが、今回の指定管理をする業者を決める議案なんですけども、今回はこれまで以上に市内の事業者で図書の購入をすべきだという意見や、いや、大幅にするんだというような執行部からの答弁があったのかどうか市民に分かるように答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土谷信也君）　社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君）　大石議員の質疑にお答えいたします。

第49号議案、公の施設の指定管理者の指定についての件ですが、委員の中から今後事業を進める中で蔵書の充実について意見がありました。

以上でございます。

○議長（土谷信也君）　16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　私が今、社会文教委員長に質疑したのはですね、市の図書館で、1,000万円を超える図書を毎年購入しているんですけども、市内の業者から買う量が少ないから市内の業者からもっと買おうやという意見があつて、執行部からどういうような新たな答弁があったかという、議員の、そういう市内業者から蔵書を購入しよという意見や質疑があつて、それにどう答えたかというのが、質疑の内容です。まともに答えさせてください。

○議長（土谷信也君）　社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君）　大石議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの委員長報告のとおりでございます。他に質疑、意見はございません。

（○16番（大石忠昭君）　意見も答弁もなかったということですね。終わります。）

○議長（土谷信也君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君）　これにて、質疑を終結いた

します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　日本共産党の大石忠昭でございます。私は、第49号議案、第58号議案に反対討論、第45号議案、第6号報告に賛成討論をいたします。

最初は、第49号議案についてですが、これは市の図書館の施設管理の指定管理者を東京都に本社がある図書館流通センター、TRC・日本管財グループに指定する議案であります。指定管理料は、年間3,940万円で5年間で1億9,700万円です。

私が指定管理に反対する理由を2つ述べますが、1つは、公立図書館は、住民の生活、職業、生存の精神的自由に深く関わる機関であり、公共団体の責任において直接管理運営をし、住民の権利である資料要求を保障すべきであり、直営で運営することが望ましいからであります。

公立図書館は、住民一人一人の資料要求に対する個別対応を基本とし、住民に公平な利用の観点から、全ての住民に公平に基本的なサービスを保障することを目的にしています。広く市民に図書館を利用してもらうためにも直営に戻すべきであります。

2つ目には、書籍の購入についてTRCグループの利益優先で市内業者からの購入量があまりにも少ないからです。

私はこれまで何度も図書は地元の業者を優先して購入するよう要求をしてきました。最近では少しは地元購入が増額されていますけれども、それでも蔵書総額に比べてみると、新聞・雑誌類の購入が主な内容で年間では僅か100万円余り、全体では十数%にしか過ぎません。残り1,000万円近くは、市外の業者から購入されているのが実態であります。

図書館の図書は市民の税金で購入するものであり、そのお金が地元に落ちずに東京の大手企業の懐に入る、これは許されません。市は中小企業振興基本条例を制定をし、地元中小業者の経営基盤の安定を図る取組をうたっています。図書は市外の業者ではなくて地元業者優先で購入することを改めて強く要求し、反対討論とします。

次は、第58号議案についてです。

この議案は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告などを勘案しまして職員の給料の引上げと勤勉手当の引上げの改正であり、市職員の引上げは当然賛

成であります。しかし、今回は市長や副市長、教育長の期末手当の引上げ、市議会議員の期末手当の引上げも含まれております。市民の皆さんはコロナ禍で物価高騰が続いて生活に大きな打撃を受けています。こういう中で、市長など三役、市会議員の引上げは市民の理解を得られませんので、反対するものであります。

次は、第45号議案、一般会計補正予算についてであります。

コロナ禍で物価高騰が続いて、本当に市民の生活は大変打撃を受けておりますので、私はこれまで市長に、国に対しても支援策を要求する、同時に市独自でも支援策を実施するよう要望書を提出したり、市長と懇談をしたり、または議会でもそういう立場で議論を続けてまいりました。今回は、国からの地方創生臨時交付金などを活用して、新たな支援策の補正予算でありますので、私はその中身を若干紹介して賛成討論をしたいと思います。

1. 国がしました住民税非課税世帯に対する5万円の緊急支援金の対象にならなかった低所得者、住民税の所得割の非課税世帯に対する1人5万円の市独自の支援金、2. 大分県と市町村が半分ずつ負担をする市内の社会福祉施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設など合わせて132全ての福祉施設に電気料高騰分の半額の助成、3. 高齢者福祉サービス事業者への物価高騰に伴う支援金、4. 路線バス、5. 市民乗り合いタクシーの燃料高騰に伴う支援、6. 農林水産業では、ソバ、ハトムギの乾燥施設の整備の事業助成、7. 燃料費の高騰の影響を受けている漁業者への支援、8. 3割得をするプレミアム商品券を前回の1.5倍販売できる予算、9. コロナ禍に加えて物価高騰で影響を与えて売上げが減少している中小零細業者の支援の新たな事業、10. 市内宿泊施設への宿泊客への割引に対しての助成などを含める支援策並びにその他で、今回4億5,325万円の補正予算でありますので、賛成をいたします。

最後に第6号報告についてです。

台風14号で被害を受けた農地やため池、林道、市道などの復旧のための測量設計委託料や工事請負費の補正額2億4,658万円の予算で緊急性を要するために11月11日に既に市長の専決処分が行われ、今回の議会に事後承認を求める、議案の1つです。

実は本市の農地や農業施設の災害復旧工事は、農地の所有者の負担、水路や農道などの地元負担が大分県では、一番高い負担率でした。私は、佐々木市

長に変わってから地元負担、地権者負担の軽減を要求してまいりましたが、佐々木市長は、他市の状況を調査をし、検討した結果、3年前から改正を行いました。今では、大分県でトップクラスに地元負担の軽減がされております。農地の災害復旧工事の地権者の負担金は、事業に要する経費から国・県からの補助金を除いた額に60%が地元負担でした。それが今度は15%に3年前から改正をされました。地権者の負担は、これまでの4分の1に軽減できました。

それだけではありません、ため池や井堰、水路、農道などの地元負担金も60%からゼロに改正され、県下ではトップクラスになっています。今回、大分県は台風14号による激甚地指定を受けているために災害復旧工事の国からの補助率も高くて市の負担額も少ない事業で実施できそうです。特に田んぼの農地災害4件がありましたが、これが60%から15%に4分の1に減ったために地元負担は4件で3万8,000円で工事が完成できる見通しであります。議案質疑で私は意見を述べましたように、災害復旧工事は地元業者を優先して早期完成を目指して取り組んでもらいたい、どうしても年を越す事業もありますけれども——また、ため池の災害復旧工事については、完了後の貯水量などを勘案して、水稻栽培に支障を来すことの無いように工期を十分検討して工事を進めてもらうよう要望いたしまして賛成討論をいたします。

是非、議員の皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（土谷信也君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付しています採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第49号議案及び第58号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土谷信也君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第49号議案及び第58号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

12月20日

次に、反対のありました第49号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

第49号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（土谷信也君） 起立多数であります。

よって、第49号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第58号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

第58号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（土谷信也君） 起立多数であります。

よって、第58号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長、佐々木敏夫君から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 副市長人事についてご報告を申し上げます。

12月12日に堤 隆副市長より任期の途中でありますが、一身上の都合により令和4年12月20日付けをもって副市長の職を辞したい旨の辞職願が提出されておりました。

私といたしましては、市政全般に渡り、豊富な知識や行政経験でご尽力いただいており、信頼をおける副市長でございましたので、辞職願を一旦保留し、留意に努めてまいりました。しかしながらご本人の意思は固く、変わることはございませんでしたので、本日、辞職を承認いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、後任の選任案につきましては、今後、人選に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土谷信也君） ここで、副市長、堤 隆君から発言を求められておりますので、発言を許します。

副市長、堤 隆君

○副市長（堤 隆君） まず、この場での発言をお許しいただいたことに対して、感謝を申し上げます。副市長退任に際しまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

この度、一身上の理由から、任期中途の退職をさせていただくことになり、大変心苦しく、また、申し訳なく思っております。

思い返しますと、5年前に全く地縁、血縁もない本市に不安の中、着任した日を思い返します。議員の皆様方、また、佐々木市長さんをはじめ、職員皆様方には、心温まるお心遣いやご指導をいただき、本日まで本当に楽しく過ごすことができました。こちらで知り合うことができた皆様方一人一人を私のかけがえのない財産として、これからも大切にしてまいりたいと考えております。

これまで佐々木市長のご指導の下、市職員の皆様方にご協力をいただきながら、微力ではありましたが市政発展のため様々な取組に参画できましたことを大変うれしく、また、ありがたくも思っております。豊後高田市も移住・定住対策や子育て支援対策で全国的にも著名な街となり、私自身も誇りに思える第二のふるさととなりました。今後は、地元大分市に戻り、一県民として豊後高田市の応援をしてまいりたいと考えておりますけれども、本豊後高田市が今後更なる飛躍発展を遂げますよう心より祈念申し上げますとともに、併せて本日この場にご臨席の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。

これまで本当にありがとうございました。

○議長（土谷信也君） これをもちまして、令和4年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時0分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 土 谷 信 也

豊後高田市議会議員 河 野 正 春

豊後高田市議会議員 菅 健 雄